

平成 25 年 度 事 業 状 況 報 告

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

第 1 事業の状況

1. 奨学金給与事業

定款第 4 条第 1 項に掲げる事業は、次により行った。

北海道内の交通遺児高校生に対して、次のとおり奨学金の給与を行った。

(1) 奨学金の給与

北海道内の交通遺児高校生12名に月額 12,000 円の奨学金を給与した。

以上